



福島医発第 991 号（地）

平成 26 年 7 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

福岡県重粒子線治療費利子補給事業について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記事業の開始につきましては、平成 26 年 4 月 7 日付け福島医発第 58 号（地）にて事前に通知申し上げたところです。

今般、福岡県保健医療介護部健康増進課より、標記事業のチラシを作成した旨、別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員へ周知くださいますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 廣瀬真恵

「公印省略」

26健第 1581 号
平成26年7月 1日

公益社団法人 福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部健康増進課長
(保健事業係)

福岡県重粒子線治療費利子補給事業のチラシの送付について

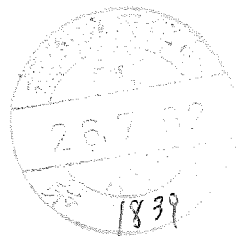
本県のがん対策推進事業におきましては、日頃よりご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、福岡県では、公的医療保険の適用がない先進医療を受ける患者の経済的な負担を軽減し、県民のがん治療の選択肢が広がるよう、金融機関から「九州国際重粒子線がん治療センター（サガハイマツト）」の重粒子線治療に係る費用の融資を受けた患者本人やその家族等に対して、利子の一部を助成する事業を平成26年4月より実施しています。

つきましては、別添のとおり本事業のチラシを作成しましたので、ご参考までに送付します。

なお、各郡市医師会への周知についても、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

福岡県保健医療介護部健康増進課
保健事業係 担当：森田
TEL 092-643-3270 FAX 092-643-3271
e-mail morita-a9141@pref.fukuoka.lg.jp



～ 重粒子線によるがん治療を受けられる方へ～

福岡県重粒子線治療費利子補給事業

福岡県民の方が九州国際重粒子線がん治療センター（鳥栖市）で、「重粒子線治療」を受けるために、金融機関から治療費を借り入れた場合に、利子の一部を県が助成する制度です。

対 象 借 入 金

314 万円以内

対 象 利 子

年利率6%以内
(保証料率を含む)

対 象 期 間

7 年(84月)以内

利子補給の対象者 (※(1)～(3) のいずれにも該当する方で、対象者の資格審査を行います。)

- (1) 患者本人、患者の親族(3親等以内)、又は患者と同一の世帯に属する者のいずれかであること
- (2) 重粒子線治療開始時点において、福岡県内に1年以上住所を有している者であること
- (3) 申請者世帯の課税総所得の合計額が600万円以下であること

申請に必要な書類

- (1) 利子補給対象者承認申請書
 - (2) 金銭消費貸借契約書又はこれに準ずる書類の写し
 - (3) 金融機関で発行する返済予定表の写し
 - (4) 重粒子線治療実施証明書等
 - (5) 患者本人が属する世帯全員の住民票
 - (6) 世帯全員の所得証明書
 - (7) その他知事が必要と認める書類
- ※なお、患者の親族等が申請者となる場合は、次の書類も必要です。
- (8) 申請者が患者の親族(3親等以内)又は同一の世帯に属することを証する書類

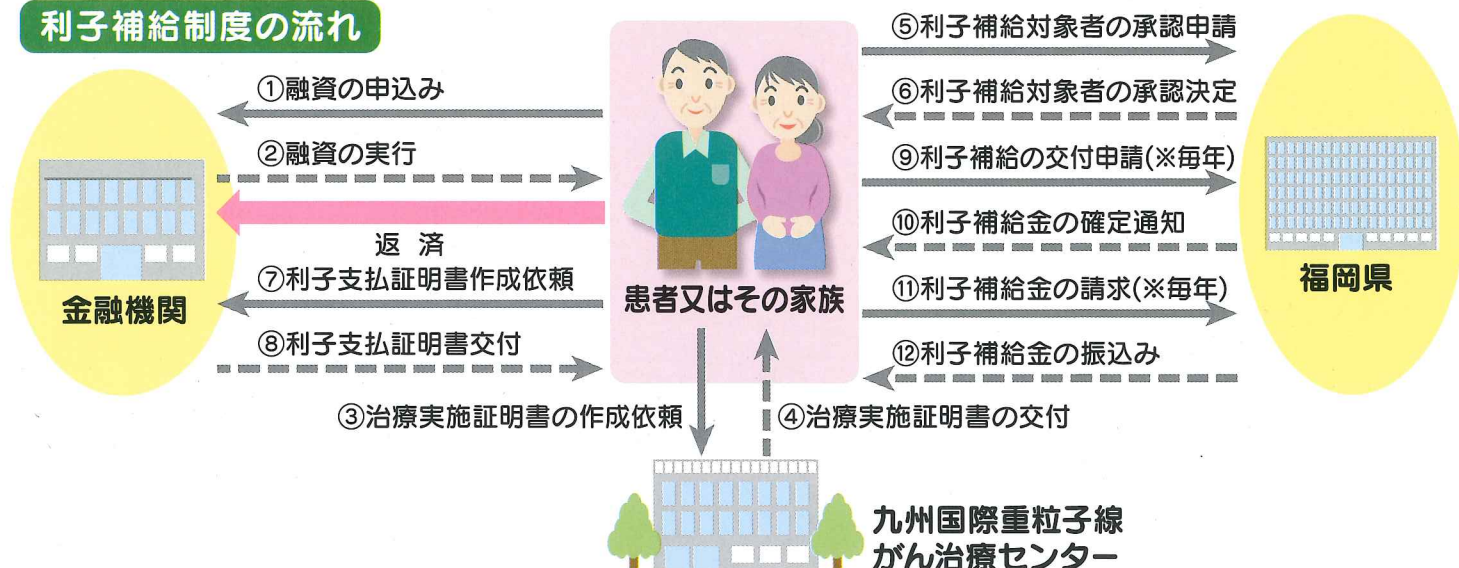
詳しくは、
問い合わせ先まで



福岡県がん検診受診率向上
イメージキャラクター 「検診くん」

○利子補給対象者として県の資格審査で承認された場合は、毎年度、利子補給金の交付申請(※⑨、⑪)の手続きを行っていただき、内容審査のうえ、利子補給金の交付を決定します。

利子補給制度の流れ



【問い合わせ先】福岡県保健医療介護部健康増進課保健事業係 ☎ 092-643-3270